

茨城県近代美術館レストラン運営事業者選定に係る公募実施要領

1. 目的

この公募は、茨城県近代美術館（以下「美術館」という。）来館者及び都市公園利用者の便宜に供するため、美術館内のレストランを運営する事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するものである。

2. 施設概要

(1) 所在地 茨城県水戸市千波町東久保 6 6 6 - 1

(2) 設置目的 当美術館は、複数の広い展示室を有するとともに、展覧会のほか各種教育事業も実施しており、展示の鑑賞と美術活動等への参加には時間を要することから、来館者の便宜に供する、休憩を兼ねた軽飲食のできる施設を設けることが必要である。

また、都市公園利用者の便益施設としての用に供する軽飲食施設を設けることにより、双方の効果的な利用と入館者の確保に資する。

(3) 利用実績 資料 1 のとおり

(4) 営業日 近代美術館の休館日以外の日

【茨城県近代美術館管理規則】一 抜 粋

(休館日)

第 14 条 近代美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、茨城県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を得て、臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 1 日までの日(つくば分館については、12 月 29 日から翌年 1 月 1 日までの日及び同館が第 2 条第 1 号の規定に基づく美術資料の展示又は同条第 5 号の規定に基づく施設の貸与を行わない 1 月 2 日又は 1 月 3 日)

(3) 館内整理日(あらかじめ、館長が定めて公示する日)

※近代美術館開館日数

令和 5 年度 298 日、令和 6 年度：288 日、令和 7 年度（予定）：275 日

(5) 営業可能時間 原則、美術館の開館時間内※とする。なお、事前に届け出ること、開館時間外での営業も可とする。

※午前 9 時 3 0 分から午後 5 時（最終入館午後 4 時 3 0 分）

(6) 建物の使用面積及び位置図（資料 2 のとおり）

(7) 客席数 最大 5 0 席

(8) 設備等

①美術館が貸与可能な設備等（資料 3 のとおり）

テーブルやイスは、現事業者が使用しているものを原則使用。

※美術館貸与設備の修繕は館で行う。修理不能となった場合については、館と事業者で協議のうえ、県が代替品を購入するか、事業者負担で設置する。

②事業者が整備する設備等※

①の設備等を除くもの

※①の設備以外で引き続き使用したいものがある場合には、事業者として決定後、現在の事業者と協議すること。

(9) 駐車場

ザ・ヒロサワ・シティ会館（県民文化センター）前駐車場または周辺の駐車場を利用いただく。

美術館施設利用者には、美術館の総合受付でザ・ヒロサワ・シティ会館の駐車サービス券（駐車場金無料）を渡している。その他の周辺の有料駐車場を利用しても、返金等はない。

＜参考＞ザ・ヒロサワ・シティ会館駐車場料金（令和7年10月現在）

普通車・軽自動車：420 円、マイクロバス：840 円、大型バス：1,570 円

(10) 駐輪場

当館地階入口にある。

(11) その他

①施設の維持管理や展覧会の準備等のため、臨時休館することがある。

②臨時休館中、通電を停止する場合がある。その際は、一ヶ月以上前に周知する。

（なお、緊急修繕の場合は、その限りでない。）

3. 応募者の参加資格

次の要件を全て満たす事業者に限り応募することができる。

(1) 茨城県内に本店、支店または営業店等があること。ただし、個人に関しては、公募

開始時点で、県内において食堂・レストラン等飲食に関する営業を行っていること。

(2) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており当該施設でも必要な営業許可が受けられる見込みであること。

(3) 飲食業に関する有資格者を従事させることができること。

(4) 過去2年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）による行政処分を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 成年被後見人でないこと及び破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていな

いこと。

上記申請内容において、虚偽の申告がなされた場合は審査対象外とする。

4. レストラン運営内容

(1) 雰囲気

店内は、周辺の自然環境に配慮しながら、上品で清潔、落ち着いた雰囲気作りをすること。

(2) 制服

従業員は制服を着用し、そのデザインや色彩については、店内の雰囲気を損なわない程度に清潔で明るい感じのものにすること。

(3) メニュー

幅広い年齢層の来館者のニーズに応えられるよう多様なメニュー構成とすること。

(4) 価格帯

1人当たり単価を以下を参考に設定すること。価格に見合った商品の提供に努めること。

料理・・・800円（単品）～2,000円（セット）程度

飲み物（アルコール飲料を含む）・・・500円～1,000円程度

(5) その他

①サービスは迅速丁寧に行い、来館者に不快感を与えないよう従業員に対する指導徹底を行うこと。

②館内は全て禁煙のため、灰皿の設置はしないこと。

③営業に際して事故（食中毒等）が発生したときは、事業者の責任において速やかに処理するものとし、発生した費用等については事業者負担とすること。

④店内の清掃、防虫防鼠、ごみ処理及びグリストラップの清掃・維持管理は事業者の負担で実施すること。なお、ごみの処理にあたっては、関係法令を遵守し、適正に行うこと。

5. 費用負担

(1) 施設使用料

茨城県行政財産の使用料徴収条例（昭和39年茨城県条例第8号）に基づき徴する使用料を、県の発行する納入通知書により納入する。

【参考】年額約215万円※の見込み。（令和8年度は使用期間見合いの額）

※条例の規定により、最大1/2減免となる場合あり。

(2) 経費の負担

電気代、水道代、ガス代については、使用量に応じた料金を県の発行する納入通知書により月ごとに納入する。

電話、キャッシュレス決済、インターネットについては、事業者が契約し、直接相手

方に支払う。

その他運営に係る一切の経費は事業者負担とする。

(3) 館外に設置する看板類の設置経費は、事業者負担とする。

6. 使用条件

(1) 使用期間

令和8年5月1日※から令和9年3月31日まで（翌年度以降も更新可）

※既存の事業者が4月12日まで営業予定。

実際の開始時期については、協議のうえ決定する。

(2) 使用許可

茨城県行政財産の使用料徴収条例（昭和39年茨城県条例第8号）及び茨城県公有財産事務取扱規則（昭和39年茨城県規則第21号）の規定に基づく使用許可。

(3) 法令等の遵守

飲食店の営業に当たり、関係法規及び県の関係規定等に定める事項を遵守すること。

(4) 使用許可の取消し

使用許可期間にかかわらず、公共又は公共の用に供するための必要を生じたとき、又は許可条件に違反したときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第9項の規定により、行政財産使用許可を取り消すことがある。この場合において、事業者が損失を生じて県はこれを補償しない。

(5) 報告

事業者は、事故やトラブルが発生した場合は、速やかに県に報告するものとする。

上記のほか、美術館から報告を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

7. 原状回復

(1) 使用許可を取り消したとき又は使用許可期間が満了したときは、事業者の負担で、県が指定する期日までに原状に回復した上で、美術館に返還するものとする。

ただし、美術館が承認した場合はこの限りではない。

(2) 事業者が、前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときには、県が原状回復のための措置を行い、その費用の支払いを事業者に請求できるものとする。この場合において、事業者は、何ら意義を申し立てることはできない。

8. 損害賠償

事業者は、その責めに帰すべき理由により、財産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による財産の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、事業者が自己の負担により財産を原状に回復した場合はこの限りではない。

9. 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間 令和7年11月5日(水)から令和7年12月5日(金)17時(必着)

(2) 応募方法

審査のため、書類(各1部)等を郵送または持参で提出すること。

①参加申込書(様式1-1、1-2)

②事業提案資料(様式2)

※「事業提案資料の項目一覧」(P. 5)を参照すること。

③商業法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(個人の場合は登記されていないことの証明書及び住民票)

④定款(法人の場合のみ)※最新のもの

⑤事業者概要

創業年月日、資本金、従業員数、事業内容、事業経歴、直近3年分の決算書(損益計算書・貸借対照表)、公共施設又は類似施設における出店の有無等がわかるもの

※必要事項の記載があればパンフレット等でも可

⑥納税証明書

【法人の場合】

- ・税務署発行(法人税、消費税及び地方消費税)
- ・県税事務所発行(法人事業税、法人県民税)

【個人の場合】

- ・税務署発行(所得税、消費税及び地方消費税)
- ・県税事務所発行(個人事業税)

※謄本及び各証明書については、提出日前3か月以内に発行されたものとする。

●提出先：〒310-0851 水戸市千波町東久保666-1 (月曜日を除く)
茨城県近代美術館 管理課

事業提案資料の項目一覧

No.	項目	記載内容
①	運営方針	店名(案)(現在の「プティ・ポワル」も使用可)、 運営コンセプト
②	営業計画	営業時間 責任者、従業員の人員配置体制 従業員の服装 メニュー、価格設定
③	安全衛生	清掃、点検計画
④	来館者サービス 向上の取組	キャッシュレス決済導入の有無(有の場合、決済種類も記載)

		美術館限定メニュー、企画展限定メニューの有無 その他来館者サービス向上に向けた取り組み
⑤	その他の取組	来館者増、地域振興（地元食材の利用等）、美術館関連団体（茨城県近代美術館友の会※ ¹ ・茨城県近代美術館運営支援協議会※ ² ）会員への飲食割引サービス提供 など ※ ¹ 会員数 655 人（R7.4.1 現在） ※ ² 会員企業数 16 企業・団体（R7）
1 事業提案資料は、項目ごとに 1 ページ（A 4 用紙縦の任意様式）とし、項目順に作成すること。また、表紙（様式 2）をつけて、提案項目①から⑤までを 1 組とし、左上部をホチキス止めする。 2 事業提案資料には、会社名、ロゴマーク等、作成者がわかる表示は表紙のみとし、次ページ以降は一切表示しないこと。 3 提案は、本要領に定める各要件に合致する内容とすること。		

10. 選定方法

（1）選定方式

本候補者選定は、提出された書類により審査を行う。

（2）評価方法

「茨城県近代美術館プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という）により、令和 7 年 1 2 月中旬に審査を実施する予定。

（3）選定結果の通知

審査結果については、審査後所要の手続きを経て令和 7 年 1 2 月下旬をめどに応募者全員に通知する。

（4）留意事項

次のいずれかに該当するときは、事業者としての決定を取り消す。

- ①提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- ②審査委員に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ③事業者の決定後、資金事業の変化等により、飲食店運営の履行が困難であると県が判断したとき。
- ④著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと県が判断したとき。
- ⑤事業者が、参加資格要件に該当しなくなったとき。

(5) スケジュール

項目	スケジュール
①公募開始	令和7年11月5日
②参加申込書等提出期限	令和7年12月5日
③審査委員会	令和7年12月中旬
④審査結果通知	令和7年12月下旬
⑥使用開始（入店）	令和8年5月1日（予定）

11. 現地確認

現地確認は公募開始の日から令和7年11月19日（水）まで可能。（休館日を除く。）
希望される場合には、事前に電話のうえ来館すること。

12. 質疑

質問がある場合は、令和7年11月21日（金）までに公募実施要領に関する質問書（様式3）により FAX 又は E-mail により下記あて送付すること。また、送付後には必ず電話すること。

回答は、令和7年11月27日（木）までに質問者に対し FAX 又は E-mail により行う。

〒310-0851 茨城県水戸市千波町東久保666-1

茨城県近代美術館

電話番号：029-243-5111 FAX：029-243-9992

E-mail: info@modernart.museum.ibk.ed.jp

13. その他

- (1) 応募に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は本業務の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された書類は茨城県情報公開条例により、個人情報を除き公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、一切返却しない。

(様式 1 - 1)

令和 年 月 日

参 加 申 込 書

茨城県近代美術館長 殿

(申込者)

住所または所在地

〒 -

商号又は名称

及び代表者氏名

「茨城県近代美術館レストラン運営事業者選定に係る公募実施要領」に基づき、様式 1 - 2 を添えて参加を申し込みます。なお、公募要領における参加資格を全て満たしていることを併せて申し立てます。

(様式 1 - 2)

誓 約 書

私は、下記事項について誓約します。

なお、茨城県近代美術館長が必要と認める場合には、下記 1 及び 2 について、他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれも該当する者ではありません。
 - (1) 過去 2 年間に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）による行政処分を受けていないこと。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 成年被後見人でないこと及び破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていないこと
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (5) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (6) 事故、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (9) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（3）から（8）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1 の（3）から（9）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。

令和 年 月 日

茨城県近代美術館長 殿

(申込者)

住所または所在地

〒 -

商号又は名称

及び代表者氏名

(様式2)

茨城県近代美術館レストラン運営事業者選定に
係る公募事業提案資料（表紙）

会社名・商号_____

(様式3)

令和 年 月 日

公募実施要領に関する質問書

(申込者)
住所または所在地
〒 ー
商号又は名称
及び代表者氏名

茨城県近代美術館レストラン運営事業者選定に係る公募に関することについて、次の項目を質問します。

No.	質問事項

※欄が不足する場合には、適宜書式を変更して記入してください。

(資料1)

利用実績（令和5年度～）

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	入館者	レストラン 利用者	利用率	入館者	レストラン 利用者	利用率	入館者	レストラン 利用者	利用率
4月	2,152	474	22.0%	6,178	1,353	21.9%	5,875	655	11.1%
5月	3,746	825	22.0%	3,895	688	17.7%	6,112	1,134	18.6%
6月	4,744	1,057	22.3%	4,104	609	14.8%	8,325	1,133	13.6%
7月	4,062	969	23.9%	5,031	645	12.8%	3,131	541	17.3%
8月	7,824	1,460	18.7%	8,585	818	9.5%	8,090	1,240	15.3%
9月	2,946	628	21.3%	7,629	600	7.9%	4,822	706	14.6%
10月	7,315	1,270	17.4%	7,053	1,190	16.9%			
11月	4,055	887	21.9%	6,011	790	13.1%			
12月	3,251	723	22.2%	4,210	654	15.5%			
1月	5,443	600	11.0%	5,430	971	17.9%			
2月	8,029	1,008	12.6%	9,460	922	9.7%			
3月	7,093	1,685	23.8%	10,363	980	9.5%			
合計	60,660	11,586	19.1%	77,949	10,220	13.1%	36,355	5,409	14.9%

(資料 2)

●建物の使用面積

レストラン 127.912 m²

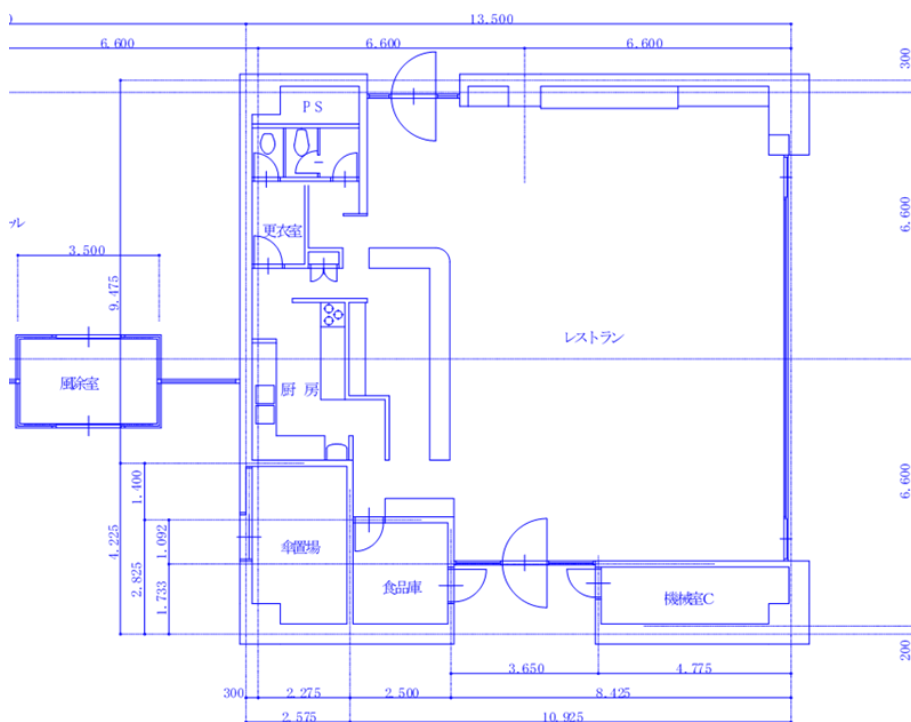
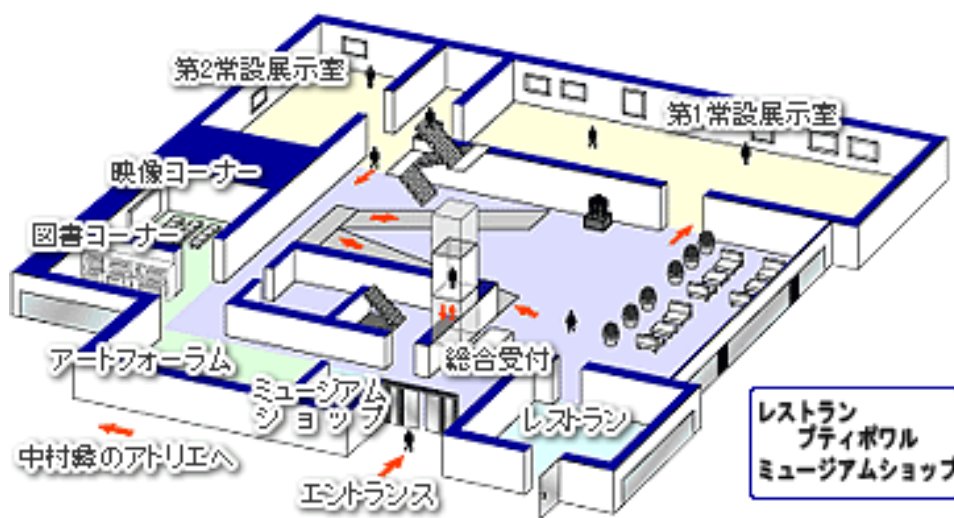
厨房 15.295 m²

更衣室 9.2 m²

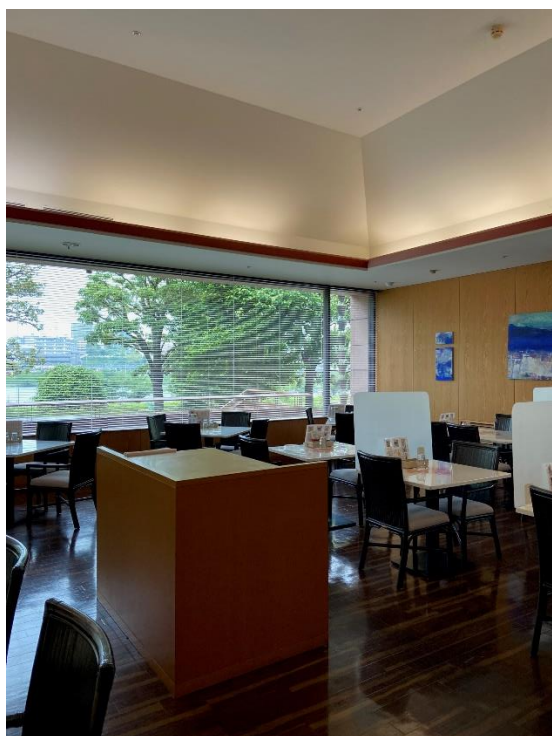
食品庫 7.062 m²

●レストランの位置図

茨城県近代美術館 1 階エントランス横



●写真



客席①



客席②



客席③



レストラン出入口



厨房①



厨房②



厨房③



厨房④

(資料3)

美術館が貸与可能な設備等

1 設備

	品 名	規 格	寸法 (W×D×H)	数 量
1	業務用冷蔵庫	ホシザキRT-120PTC	1200×455×800	1
2	冷凍冷蔵庫	ホシザキHRF-120ZT	1200×650×1890	1
3	製氷器	パナソニック SIM-AS4500	650×450×800	1
4	ガスレンジ	マルゼンRGR-0963XC	900×600×800	1
5	ガス湯沸器	リンナイRUX-1019WF-HP		1
6	食器洗浄機	サンヨーDW-HD42UR		1
7	調理台		900×450×800	1
8	弁付2槽シンク		1200×450×800	1
9	1槽シンク		1200×600×800	1
10	コールドテーブル		1800×600×800	1
11	パンテック		900×450×1800	1
12	炊飯台		600×550×600	1
13	変形作業台		600×600×800	1
14	吊戸棚	HOC-12	1200×350×600	2
15	吊戸棚		900×350×600	1
16	レストラン カウンター	一式	1350×400×900他	1
17	電気時計	子機 壁埋込型		1

2 その他

	品名	規格等	寸法 (W×D×H)	数量
1	テーブル		900×750×730	9
2	テーブル		900×900×730	4
3	テーブル		900×1200×730	4
4	イス		400×480×910	50